

米国 TSCA 第 8 条(a) 化学品データ報告 (CDR)

CDR 規則では、製造者（輸入者を含む）に対し、4 年ごとに EPA にデータを報告することを義務付けています。今年 2024 年の報告について、製造者は 2020～2023 年の暦年に実施された製造（輸入を含む）活動に基づき報告が必要になります。概要は以下をご参照ください。

<CDR の概要>

報告期間	2024 年 6 月 1 日～2024 年 9 月 30 日
対象期間	2020 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日の 4 年間（主要報告年は 2023 年）
報告対象者	対象期間に閾値を超えて製造（輸入を含む）した者
報告対象物質	2024 年 6 月 1 日時点で TSCA インベントリに収載の物質
閾値	1 つのサイトで対象期間いずれかの年で次の数量を超過した場合： ・25,000 lb (11,340 kg)/年 ・SNUR 等の規制対象物質 2,500 lb (1,134 kg)/年
報告要件	・主要報告年：数量（製造・輸入を分けて報告）および製造、加工、使用に関する情報 ・主要報告年以外：製造・輸入の合計数量
免除	・ポリマー ^{*1} （SNUR 等の規制対象物質は免除対象外） ・R&D 目的での利用、成形品の輸入（申請時と同様の免除） ・不純物、副生成物として製造された物質、分離していない中間物等（申請時と同様の免除） ・小規模事業者

*1 定義は 40 CFR 711.6 (a)(1)にてご確認ください。

<https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-R/part-711/section-711.6>

上表に記載の通り、報告対象物質はインベントリ収載物質となりますが、少量免除（LVE）申請物質でも CDR 報告が必要となる場合がありますので、以下の点にご留意ください。

!! LVE 申請物質で CDR 報告が必要となる場合 !!

他の事業者による PMN 申請にて該当物質がインベントリに収載されていて、かつ、SNUR 等の規制対象物質に指定されている場合、LVE 申請者であっても 2,500 lb (1,134 kg)/年を超えて製造した実績があれば、報告が必要となります。

また、米国環境保護庁（EPA）では報告手続きをより容易にするために、CDR に関する新たなポータルサイト（CDR GuideME）を作成したことに加え、報告に使用する電子ツール（CDX）を改善したことを公表しました。CDR GuideME では、CDR に関する質問と回答を横断的に検索することが可能になっており、報告に際しご不明な点を解決するのに役立てください。



2024年5月29日
株式会社三菱ケミカルサーチ

参考：

EPA | Chemical Data Reporting under the Toxic Substances Control Act

<https://www.epa.gov/chemical-data-reporting>

EPA | CDR GuideME

<https://tscaguideme.epa.gov/ords/tsca-gme/r/tsca/cdr-guideme/home>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>